

令和4年度 都市公園自動販売機事業
自動販売機設置及び管理業務委託(その2)
公募型総合評価方式募集要項

令和3年12月 10 日

公益財団法人 神奈川県公園協会

募 集 要 項

公益財団法人 神奈川県公園協会
理 事 長 横 溝 博 之

次のとおり、公募型総合評価方式により自動販売機設置及び管理業務委託（その2）契約予定者を決定しますので、参加希望者は資格要件等を確認し、参加申込手続き等を行って下さい。

1 趣旨等

公益財団法人神奈川県公園協会（以下「当協会」という。）では、令和4年度から管理する次の15公園において、来園者用自動販売機設置管理業務を委託することとなりました。

この要項は、来園者が公園内の自動販売機（以下、「自販機」という。）で、安全・快適にアイスクリーム等を購入できるよう、委託事業者を決定するにあたって必要な事項を定めるものです。

2 設置業務を委託する公園

保土ヶ谷公園、辻堂海浜公園、湘南汐見台公園、茅ヶ崎里山公園、相模原公園、座間谷戸山公園、津久井湖城山公園、秦野戸川公園、恩賜箱根公園、境川遊水地公園、七沢森林公園、三ツ池公園、四季の森公園、観音崎公園、相模三川公園の計15公園

3 応募者の資格要件

次の要件を全て満たす単独企業または企業等により構成されたグループ（以下「事業者」という。）に限り応募することができます。

- (1) 神奈川県内に事業所を有していること。
- (2) 自販機の設置及び管理に関する業務を継続して3年以上営んでおり、都市公園等公共施設内での自販機設置及び管理の実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、委託業務の遂行に支障がないと認められる者であること。
- (6) 次に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

4 業務の内容

当協会が委託する業務の内容は、以下のとおりとなります。

(1) 事業者の業務範囲

- ① 事業者は、自販機を設置し、アイスクリーム等を販売します。なお、これを実施する上で必要な許認可申請も事業者が行ってください。ただし、都市公園法の許認可申請は当協会が行います。
- ② 事業者は、自販機を設置してから事業終了までの期間、自販機本体の権原を保持してください。
- ③ 事業期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で予定しています。入れ替えが必要な機器については、入れ替え日を別途調整させていただきます。このため、入れ替え日によっては、令和4年4月1日から営業ができない場合があります。
- ④ 事業期間終了後、設置した自販機は、事業者の負担で撤去、原状復旧して下さい。ただし、当協会及び事業者双方の協議により、原状復旧する必要がないことが認められれば、この限りではありません。

(2) 事業のスケジュール (予定)

令和4年1月下旬 事業予定者の決定

令和4年2月上旬 設置管理業務委託契約の締結

令和4年4月 設置場所改修工事及び業務引継

※設置後、自販機によるアイスクリーム等の販売開始

(3) 事業者に求める条件

事業者には、次に掲げる条件を求めます。

- ① 設置場所は、別紙、図面①～⑮のとおりです。ただし、契約期間中に環境の変化等により移設する場合があります。
- ② 営業は、毎日とします。
- ③ 販売方法は、原則として事業者が自販機の設置・保守点検・修繕から、商品の詰め込み、売上金回収、釣銭管理、アイスクリームの包装容器等の回収まで行うフルメンテナンス方式とし、当協会は売上に対して一定の営業料を徴収しません。
- ④ アイスクリーム等の種類は、アイスクリーム及び氷菓子とし、売上実績（顧客の趣向）等を勘案してください。また、アイスクリーム及び氷菓子以外の販売についても、ご提案ください。
- ⑤ 設置に伴う、電気工事、子メーターの設置等は事業者の負担にて、責任を持って行ってください。
- ⑥ 設置に伴う、県へ支払う公園土地使用料及び電気料については、すべて当協会の負担とします。

- ⑦ 月別売上報告について、自販機の設置された各公園管理事務所へ当月の売上金額及びその売上金額に対する営業料を翌月5日までにメール及びFAXにて報告し、その後書面にて正式な報告書を提出してください。
- ⑧ 最低営業料率を25.46%(消費税込み)と設定しますので、それ以上の営業料率の提案をお願いいたします。
- ⑨ 原則として設置されるすべての自販機は、省エネタイプ機とします。ただし、設置場所の都合等により省エネタイプ機の設定のない寸法の自販機を設置する場合にはこの限りではありません。
- ⑩ 全ての自販機について、防犯対策として、現金盗難防止のための各種ロックを設置し、高頻度の現金回収を貼り紙の掲示により周知してください。
また、夜間の自販機荒らし等の対策として特に必要性が高い自販機には、防犯カメラ(ダミーカメラを含む)や警報器の設置を提案してください。
- ⑪ 全ての自販機について、地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定してください。
- ⑫ 県の指示等により自販機本体の色の指定及び囲い等の設置の条件を受ける場合があります。
- ⑬ 各自販機には、ゴミ箱を設置してください。
- ⑭ 当協会が毎年実施しているフォトコンテストへの協賛をお願いします。別途、イベントへの協賛等、公園の利用促進等に資する取組があれば提案してください。また、契約期間中に別途協議の上、協賛をお願いすることがあります。

(4) 提案書の記載事項

- ① 自販機1台に配列する販売予定品目について、現状で売上実績が高い(人気製品)順に記載してください。また、季節変動にあわせた商品変更が可能であればその構成や販売価格等も記載してください。
- ② 売上報告及び販売品目管理等のデータ管理について記載してください。
- ③ 通常のメンテナンス業務、清掃管理、保険の加入について記載してください。
- ④ いたずらや盗難等の防犯対策について記載してください。また、そのイメージ図等があれば記載してください。
- ⑤ オペレーションの回数や土日祝日・イベント時の対応等管理運営面での取り組み内容を記載してください。
- ⑥ 各自販機設置場所に適当な予定設置自販機の種類及び寸法(高さ×幅×奥行)を記載し、また各機種のパフレット等(性能や寸法が確認できるもの)を別途添付してください。
- ⑦ 公園の環境、景観への配慮の具体的な工夫(自販機の色、自販機の囲い等)を記載してください。
- ⑧ このほか、各公園にあった自販機の有効活用方法やその他付加価値サービス等があれば記載してください。

- ⑨ 自販機が設置される各公園の担当となる営業所の住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、緊急連絡先、担当者名を記載してください。
- ⑩ 営業料率を記載してください。
- ⑪ フォトコンテストへの協賛のほか、イベントへの協賛等、公園の利用促進に資する取組があれば記載してください。

5 応募手続き等

(1) 選定の方法

応募者の提案書に基づき、その提案内容及び実施能力等を総合的に判断し、業務を委託する予定者（以下「事業予定者」という。）として決定します。

なお、当協会が必要と認める場合は、対象とする応募者に対して提案内容、実施計画等を直接お尋ねする場合があります。

(2) スケジュール

スケジュールは次のとおりです。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

公表及び資料配布	令和3年12月10日(金)	当協会 HP に公表
応募申込書提出期限	令和3年12月17日(金)	
質問受付開始	令和3年12月17日(金)	応募申込者のみ受付
質問受付期限	令和3年12月24日(金)	午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和4年1月21日(金)	
選定結果発表	令和4年1月下旬	
契約締結	令和4年2月上旬	
自販機設置工事	令和4年4月	
販売営業開始	令和4年4月	

(3) 応募申込書

ア 応募申請書（様式1）を2部提出してください。

イ 提出方法及び提出先

次の提出先に持参または郵送もしくは電子メールにより提出してください。

〒231-0027 神奈川県横浜市中区扇町3-8-8 関内ファーストビル6階
 公益財団法人 神奈川県公園協会公園課 電話：045-651-0931/FAX：045-651-0932
 メールアドレス：kouen-kyoukai@kanagawa-park.or.jp

ウ 提出期限

令和3年12月17日(金) 午後5時までに必着とします。

(4) 質問の受付

この要項等に関する質問は、持参、郵送、FAX、電子メールで受け付けます。特に様式等は定めておりません。提出先は（3）のイと同様です。

(5) 質問に対する回答

12月28日(火)に当協会HP上にて公表します。

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出書類 各2部提出してください。

① 企画提案書(様式2)

企画提案書は本募集要項「4 業務の内容」に留意して下さい。※頁数は自由です。

② 商業登記簿謄本〔発行3ヶ月以内の写し〕

③ 事業者(会社)概要

④ 直近決算期の税納税証明書(地方税(法人県民税・法人事業税)及び国税(法人税、消費税及び地方消費税)の未納がない証明)〔発行3ヶ月以内〕※事業予定者のみ

イ 提出方法及び提出先

(3)のイの提出先に持参または郵送(郵便書留に限る)により提出してください。

ウ 提出期限

①～③ 令和4年1月21日(金)必着とします。

④ 事業予定者決定後に別途通知します。

※一度提出された提案内容の変更等はできません。

エ 留意事項

① 上記書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

② 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、申請書及び企画提案書等の提出後は、変更、再提出、差替え等は認めません。応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、当協会が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。

なお、企画提案書等の内容について、当協会から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。

③ 提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。

④ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

⑤ 応募者から本要項に基づき提出される応募図書の著作権は応募者に帰属します。ただし、公表等当協会が必要と認める時は、応募者との協議の上、これを使用するものとします。

⑥ 提出された書類は公園協会情報公開規程の対象となり、同規程に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

6 事業予定者の選定等

(1) 審査方法

(2)の審査基準に基づき書類審査にて選考し、選考の結果、獲得点数が最も高かった者を事業予定者として選定します。

(2) 審査基準

ア 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査の上、失格とします。

- ① 提出書類の内容がこの募集要項の示す要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ③ 提案された営業料率が当協会の示す最低営業料率に達していない場合

イ 審査基準

大項目	小項目 (企画提案書項目番号)	審査の視点	配点ウエイト	
			内訳	小計
1. 営業料率	・ 営業料率 (10)	・ 設置された自販機の総売上額に対しての営業料率を提案	50点	50点
2. 指定内容	・ 機器について (6、7)	・ 環境等に配慮された機種選定等について	15点	50点
	・ 業務遂行能力 (2、3、4、5、9)	・ フルオペレート内容や防犯対策、緊急時の体制、機器故障対応、各種トラブル対応等について	15点	
	・ サービス向上 (1、8)	・ 購入されるお客様等に対するサービス向上について	10点	
	・ 公園への協賛等 (11)	・ 自販機が設置される公園若しくは当協会全体に対する協力等	10点	
合計			100点	

※提案営業料率の配点計算式

$(\text{提案営業料率} - 25.46\%) / (\text{最高営業料率} - 25.46\%) \times 50 \text{点} = \text{点数}$ (小数点第一位四捨五入)

(3) 事業予定者の決定時期及び審査結果の通知

事業予定者は、令和4年1月下旬までに決定する予定です。

また、審査結果は応募者全員に通知しますが、審査結果や内容に関する問い合わせには応じられません。

(4) 事業予定者選定後の手続き

- ・ 事業予定者として選定された者と、神奈川県が下り次第、本契約を締結します。
- ・ 当協会が了解した提案内容であっても、神奈川県に対し許可申請を行ったときに許可されない場合は、当該の内容を当協会及び事業予定者にて協議して内容を見直し、必要がある場合は後日、契約内容を一部変更します。

7 その他

次の場合には、事業予定者としての決定を取消します。

- ア 事業予定者の決定から契約締結までの間に、事業予定者について資金事情の変化等により自販機の設置・運営の履行が確実でないと当協会が判断した場合
- イ 著しく社会的信用を損なう等により、事業予定者として相応しくないと当協会が判断した場合
- ウ 事業予定者が「3 応募者の資格要件」に適合しなくなった場合

8 問合せ先

(公財) 神奈川県公園協会 公園課 担当：齋藤 電話：045-651-0931

(様式1)

受付番号

令和3年 月 日

応募申込書

公益財団法人 神奈川県公園協会 理事長 殿

「令和4年度都市公園自動販売機事業自動販売機設置及び管理業務委託（その2）公募型総合評価方式募集要項」により、応募の申込みをします。なお、同要項「3 応募者の資格要件」を満たしていることを誓約します。

(応募申込者：法人の場合は名称及び代表者)

住 所

氏 名

印

(事務担当責任者)

所 属

氏 名

連絡先住所

電 話

Eメールアドレス

FAX

(様式2)

※必要に応じて、記載枠を拡大して使用してください。また、項目ごとに資料を添付することも可能です。

企画提案書

- 1 自販機1台に配列する販売予定品目について、現状で売上実績が高い(人気製品)順に記載してください。また、季節変動にあわせた商品変更が可能であればその構成や販売価格等も記載してください。
- 2 売上報告及び販売品目管理等のデータ管理について記載してください。
- 3 通常のメンテナンス業務、清掃管理、保険の加入について記載してください。

4 いたずらや盗難等の防犯対策について記載してください。また、そのイメージ図等があれば記載してください。

5 オペレーションの回数や土日祝日・イベント時の対応等管理運営面での取り組み内容を記載してください。

6 各自販機設置場所に適当な予定設置自販機の種類（ユニバーサル機、災害ベンダー機、ソーラー機等）及び寸法（高さ×幅×奥行）を記載し、また各機種のパンフレット等（性能や寸法が確認できるもの）を別途添付してください。

7 公園の環境、景観への配慮の具体的な工夫（自販機の色、自販機の囲い等）を記載してください。

8 このほか、各公園にあった自販機の有効活用方法やその他付加価値サービス等があれば記載してください。

9 自販機が設置される各公園の担当となる営業所の住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、緊急連絡先、担当者名を記載してください。

10 営業料率を記載してください。

11 フォトコンテストへの協賛のほか、イベントへの協賛等、公園の利用促進等に資する取組があれば記載してください。